

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 24 日

海上保安庁長官

宮澤 康一（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所

（2）住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区 域

三宅島沿岸海域（別添付図のとおり）

（2）期 間

令和 8 年 9 月 10 日～令和 8 年 11 月 30 日

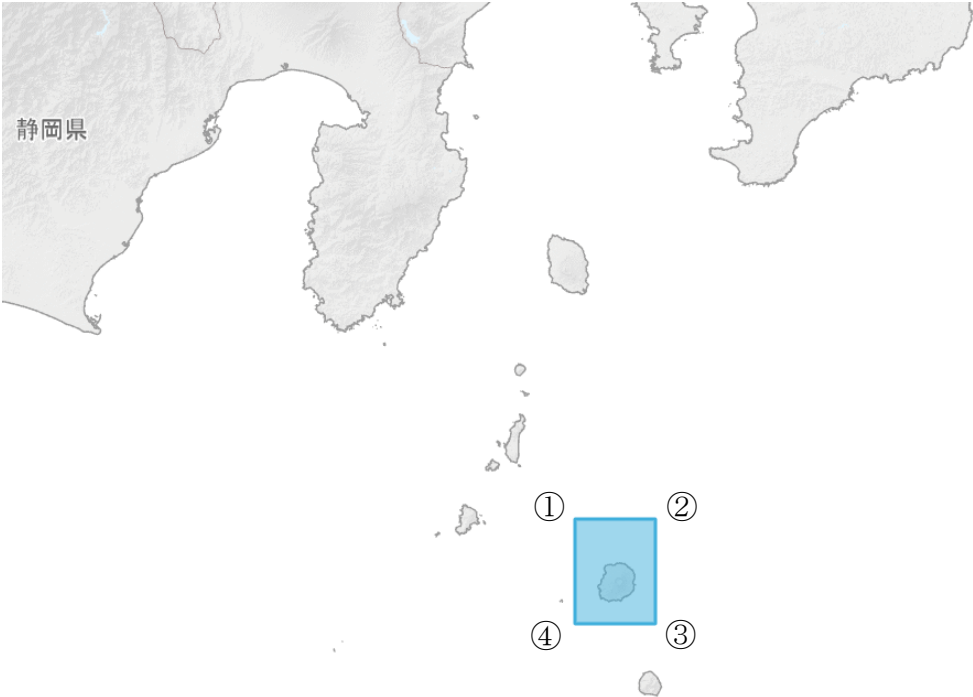
3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

4 その他必要な事項

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲揚

付図



※陸域を除く

背景図:海上保安庁、(C) Esri Japan

No	緯度			経度		
1	34 °	13 '	00 ''	139 °	25 '	00 ''
2	34 °	13 '	00 ''	139 °	37 '	00 ''
3	34 °	00 '	00 ''	139 °	37 '	00 ''
4	34 °	00 '	00 ''	139 °	25 '	00 ''